



静岡市環境方針

一人と自然が共生し、将来にわたり豊かな営みを続けられるまちの実現

1 基本理念

本市は、3,000mを超す山々が連なる南アルプスから、日本一深い水深2,500mの駿河湾までの高低差5,500mの間に存在する山、川、海の豊かな自然と、そこに生息する多様な生物に育まれ、高度の都市機能が集積した県都の政令指定都市として発展してきました。

また、本市が有する豊かな自然環境は、平成25年6月には、三保松原が世界文化遺産「富士山」の構成資産に、平成26年6月には、南アルプスがユネスコエコパークに登録され、世界基準の資産として認められたところです。

これら豊かな自然環境を保全し、次の世代に引き継いでいくことは我々に課せられた責務であり、地球規模で起きている温暖化や生物多様性の損失など、今後、ますます多様化する環境問題を市民・事業者・行政が協働により解決していくことが必要となります。

そこで、あらゆる人々が環境に配慮し、環境保全に取り組むことで、良好な環境の創造に努め、静岡市環境基本計画に掲げる基本方針「人と自然が共生し、将来にわたり豊かな営みを続けられるまちの実現」を目指していきます。

2 基本方針

事務事業が環境に与える影響を十分認識した上で、次の取組について環境目的及び目標を設定し、目標を達成するために、静岡市環境マネジメントシステムの定期的な見直しと、継続的な改善を行います。

(1) 環境と調和したまちづくりを推進します。

環境に配慮した施策を実施するとともに、市民や事業者と協働し、環境と調和したまちづくりを推進します。

(2) 資源循環型の社会を構築します。

再生可能エネルギーの導入、省エネルギーと省資源、ごみの減量とリサイクル、公共工事における環境配慮、グリーン購入などを推進し、環境への負荷が軽減できる、資源循環型の社会を構築します。

(3) 施設からの環境汚染の予防に努めます。

市の施設の日常業務において、自主管理基準を設定するなど、適正な管理を行い、環境汚染の予防に努めます。

(4) 環境に関連する法令等を順守します。

環境に関連する法令及びその他の環境に関する通知、協定等を順守します。

(5) 職員の環境意識を高めます。

教育研修を実施することにより、職員の環境意識を高めます。

この方針は、全職員及び事務事業に関連する委託業者に周知し、一般にも公開します。

令和5年4月1日

静岡市長